

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおきましては、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識し、次の「経営の基本理念」のもと、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

< 経営の基本理念 >

「和」……………社是「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追求する。

「法の精神」……………国内の法または関係法令及びその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。

「社会貢献」……………地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。

「環境と顧客優先」……………環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足していただける物流を提供する。

「全員参加」……………全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2(4)

当社では第81期定時株主総会より、インターネット・スマートフォンによる議決権の電子行使を実施いたしましたが、招集通知の英訳は実施しておりません。当社の株主構成における機関投資家比率は約14%、海外投資家比率は約1%となっており、招集通知の英訳の必要性はまだ現時点では高くないと考えております。それぞれ20%程度を上回るに至った時には、招集通知の英訳の導入を検討してまいります。

補充原則3-1(2)

当社では、各種情報開示についての英訳は実施しておりません。当社の株主構成における海外投資家比率が約2%であり、その必要性は現時点では高くないと考えております。海外投資家比率が20%程度を上回るに至った時には、その導入を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4

当社は、政策保有株式の保有の可否につきましては、当該保有先との事業上の円滑かつ良好な取引関係の維持・強化、経営戦略上の重要な事業提携等の保有目的などを総合的に勘案した結果、その保有の意義が認められるものを除き、原則保有しないことを基本方針といたします。

また、保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等といった観点からその保有の意義の検証を行うことといたします。検証の結果、保有意義がないと判断したものは、売却・処分いたします。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を十分に精査したうえで適切に議決権を行使いたします。特に、以下の議案につきましては、株主価値の毀損の有無を十分協議・検討をしたうえで判断を行うことといたします。

(1) 剰余金処分議案(財務の健全性を害するものと認められる場合)

(2) 役員選任議案(以下に掲げる場合)

・業績の低迷が継続し、責任が認められる取締役

・法令違反等の重大な不祥事が発生し、責任が認められる取締役・監査役等

(3) 買収防衛策に関する議案

(4) 組織再編に関する議案

(5) 業績不振の企業が実施する役員退職慰労金の贈呈議案

(6) その他株主価値を毀損する議案

原則1-7

当社では、取締役は会社法及び当社の取締役会規程に基づいて取締役会の承認を得た場合を除き、当社及び当社グループ会社との関係における利益相反取引及び競業取引を行ってはならないものとしております。

競業取引及び利益相反取引等の重要な取引を行う場合につきましては、取引条件及びその決定方法の妥当性について事前に総務部において確認し、また、監査等委員会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議し、その上で取締役会規程に基づき、取締役会において承認するか否かの判断を行うものといたします。

当社と当社の主要株主等との間の取引につきましては、一般の取引先様との取引と一切差をつけず、相見積りをとるなど公平な条件のもとで行っておりますので、特別な手続きは定めておりません。

当社が行うこれらの取引の内容・適切性につきましては、内部監査部門におきましても定期的に監査しております。

原則2-6

当社は、当社の企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮することができるよう、担当者として資産運用等に関する専門性を有する人材を配置し、研修等を通じてその専門性の向上に努めます。

資産運用に当たっては、管理部門統括役員を長とし、総務・法務・広報業務担当役員を委員とする年金資産運用委員会を設置しております。同委員会で資産運用方針を定め、長期的な運用収益を確保する観点から、政策的資産構成割合を策定いたします。運用機関の運用の状況は、運用

機関から定期的に運用報告を受け、同委員会において、スチュワードシップ活動の状況も含めてモニタリングを行います。

原則3 - 1

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、次の事項について開示するとともに、主体的な情報発信を行ってまいります。

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営の基本方針、利益還元に関する基本方針、中長期的な経営戦略は、決算説明資料、株主総会資料及び当社ウェブサイト(<http://sline.co.jp/>)に開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループ競争力強化に向け、コーポレートガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。

様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、監査・監督機能のさらなる強化を図るため、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会での承認を得て監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性及び透明性の高い経営の実現を目指すとともに、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めてまいりました。

当社は、株主様の権利の確保と、その権利の有効な行使のため、少数株主様、外国人株主様を含む全ての株主様の平等な取扱いに配慮いたします。また、当社の経営理念のもと、様々なステークホルダーの立場とダイバーシティ(多様性)を十分に尊重し、かつコンプライアンスを遵守する企業文化・風土の醸成に努めております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、コーポレートガバナンスガイドラインを作成し、開示しております。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬は基本報酬と賞与ならびに業績連動型株式報酬制度(株式給付信託(BBT))により構成し、会社業績との連動性を反映した報酬体系としております。取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他社企業の水準、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、株主総会で決定された範囲内で各取締役の職位に基づき決定しております。

4. 経営陣幹部の選解任、取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

最高経営責任者である社長・経営陣幹部の選任、監査等委員候補の指名に関しては、当社の企業理念・経営理念に基づき、人格及び見識等を十分に考慮のうえ、その職務と責任を全うでき、会社の発展に努めることが出来る人物を幅広く人選する方針であります。社長・経営陣幹部は、企業経営における経験及び実績、リーダーシップ、チャレンジする精神、国際的感覚を有すること等、取締役候補は、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等、監査等委員候補は、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めることや、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等、社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有しており、当社が抱える課題の本質を把握したうえで、専門的かつ客観的な視点から適切に経営陣に対する意思表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会によるモニタリングを経て、代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会で審議のうえ決定しております。

社長・経営陣幹部の解任については、指名・報酬諮問委員会は、1年に1回以上、業績評価を行います。また、指名・報酬諮問委員会が、予め取締役会にて定めた解任基準に該当すると認めた場合には、指名・報酬諮問委員会は、解任の適否を審議し、その結果、解任が相当であると判断した場合には、取締役会にその旨答申いたします。取締役会は、その結果を尊重して、審議し、社長・経営陣幹部の解任が相当であると判断する場合には、その職を解き、以後、取締役候補者として指名いたしません。

当社の社長・経営陣幹部の解任基準は次のとおりです。

- (1) 当社の業績不振が長期にわたり継続し、回復の見込みが認められず、経営責任が認められる場合
- (2) 法令違反等の重大な不祥事があり、これに関与したことが認められる場合
- (3) その他18条2項に定める選任方針に定める資質を欠くに至ったと認められる場合

5. 経営陣幹部の選解任を行う際の個々の選任についての説明

個々の選任理由、略歴、管掌部署等は、候補者の選任を株主総会にお諮りする際の株主総会招集通知や、有価証券報告書等で適宜説明いたします。(第77期定時株主総会より実施しております。)

補充原則4 - 1(1)

当社は、監査等委員会設置会社であり、監督と執行の分離の観点から取締役会の監督機能の強化に資するよう、定款に会社法第399条の13第5項に基づく「重要な業務執行の決定」を取締役に委任することができる旨の規定を置いております。法令及び定款の趣旨に鑑み、監督と執行の分離の観点から取締役会の監督機能の強化に資するよう、経営陣すなわち取締役に対する委任事項を定め、その概要につきましては有価証券報告書上でご報告するほか、当社ウェブサイトで常時掲載いたします。

補充原則4 - 1(3)

当社は、当社の企業価値の中長期的な向上にとって、社長の後継者計画が重要であると認識しており、その策定・運用に当たっては、当社取締役会において、最高経営責任者として求められる資質やその育成計画、選任手続について議論する場を年に一度以上設けることとし、その場での議論を通じて最高経営責任者の後継者計画の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者養成の一環と位置付けております。

当社では、社長・経営陣幹部の育成の一環として、幹部社員には、リーダーとしての役割や経営者として求められるスキル等に関する経営者養成研修を実施しております。また、指名・報酬諮問委員会において、最高経営責任者として求められる資質や今後の育成計画の確認・検討を行います。当社取締役会としては、かかる後継者計画の状況について、指名・報酬諮問委員会から報告を受け、適切に監督を行います。

原則4 - 8

当社は監査等委員会設置会社に移行することで、独立社外取締役を2名以上選任し、

1. 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
2. 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
3. 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
4. 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることについての役割・責務を果たせる体制を取っております。

原則4 - 9

当社では、社外取締役となる者の独立性判断基準を策定し、当社ウェブサイトに開示しております。

補充原則4 - 11(1)

取締役会は、当社が展開する各事業に対する経験、知識、専門能力、知見を有する社内取締役と、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った独立性のある多種多様な業界の経営者又は経営経験者である社外取締役で構成することを基本とし、全部門からの幅広い意見を議論に反映させられるよう、定款の定めに基づき15名以内としております。

また、取締役候補は、職務遂行に必要な高い能力や知見、識見を有するもので、かつ十分な社会的信用を兼ね備え、当社の経営理念に基づき、その価値を高いレベルで体現することができる者を、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会によるモニタリングを経て、選定することとしております。

補充原則4 - 11(2)

当社では、取締役の他の上場会社の役員の兼任については、当該役員の当社での業務への支障の度合を確認することとしており、また在任中に新たに兼任しようとする際には取締役会において事前に協議することとしております。このことにより当社の取締役としての役割・責務を果たすための時間と労力は十分に確保されるものと考えております。その兼任状況につきましては、株主総会招集通知に添付いたします事業報告及び株主総会参考書類にて開示しております。

補充原則4 - 11(3)

当社は、取締役会全体の実効性について、年度単位で、2015年度を対象とするものから各取締役による自己評価とその集計・分析を行うことで、取締役会評価を実施しております。その結果の概要につきましては、当社ウェブサイトにて開示しております。

補充原則4 - 14(2)

1. 当社の取締役は、当社グループの重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。
2. 前項の実現のため、当社は会社費用において、新任者・在任者の区別も考慮しながら、特に最高経営責任者としての資質を取締役(監査等委員であるものを除く。)各人が得られるよう、各種トレーニングの機会を取締役会年間計画の中で定めようとして実施いたします。
3. 前二項の対応が適切にとられているか否かについて、取締役会はコーポレートガバナンスガイドライン第25条に定める実効性評価を通じて確認いたします。

原則5 - 1

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次に掲げる事項を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指したビジョンを策定し、当社グループの経営方針を株主の理解が得られるよう分かりやすい形で明確に説明することに努めます。

1. 株主との対話全般についての統括責任者は、経営企画部門(財務・経理系)の担当取締役が務めるものとし、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話の実現に努めます。また、代表取締役及び担当取締役以外の取締役も積極的にその実現に努めます。
2. 対話を補助する部署として経営企画部が、建設的な対話の実現に向け、営業部門やリスク管理部門と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主に提供する体制を整備いたします。また、株主が事業戦略や事業環境に関する理解を深められるよう、決算説明会、会社説明会、当社ウェブサイトによる情報開示等について企画立案、実施いたします。
3. 個別面談以外にも、機関投資家・アナリスト向け決算説明会、個人投資家向け会社説明会の開催、証券取引所主催のIRイベントへの参加等により、株主・投資家との対話の充実を図ります。
4. 株主との対話を通じて把握した意見・懸念は、第1号に定める統括責任者が取りまとめ、必要に応じて取締役及び関係部門へフィードバックするとともに、取締役会に報告し情報の共有・活用を図ります。
5. インサイダー情報は適切かつ慎重に管理し、各種研修等によりインサイダー取引防止の周知徹底に努めます。株主への公平性確保の観点から、決算発表前の一定期間における業績見通しに関する質疑応答等は行わないものいたします。

【ご参考】

本開示に関連する「コーポレートガバナンスガイドライン」の内容につきましては、当社ウェブサイトにて掲載しておりますので、ご参照ください。
「コーポレートガバナンスガイドライン」掲載URL <http://sline.co.jp/ir/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社美美興産	1,323,240	12.05
株式会社大垣共立銀行	500,880	4.56
みずほ信託銀行株式会社	500,000	4.55
株式会社十六銀行	493,989	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	464,700	4.23
株式会社三菱UFJ銀行	385,000	3.50
エスライン従業員持株会	367,957	3.35
王子運送株式会社	364,900	3.32
明治安田生命保険相互会社	363,863	3.31
株式会社市川工務店	320,500	2.91

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、名古屋 第一部

決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
中村 源次郎	他の会社の出身者														
岡本 実	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 源次郎			なし	これまで培ってきた企業経営全般に関する経験と高い見識を活かし、取締役会においても積極的な意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大きな貢献をしていることから、今後も公正かつ適切に社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、選任いたしました。 また、当社が上場する金融商品取引所(東京・名古屋証券取引所)が定める独立役員の要件を全て充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。

岡本 実		なし	企業経営に関する豊富な経験と高い見識のもとに、取締役会においても積極的に意見を述べられるなど、社外取締役としての職責を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大きな貢献をしていることから、今後も公正かつ適切に社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断し、選任いたしました。 また、当社が上場する金融商品取引所(東京・名古屋証券取引所)が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
------	--	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。

また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人が支店・子会社を往査した際の状況および決算期においては定期的に、発生した事象についての報告は随時、監査等委員会と情報交換をおこなうこととする予定であります。また、重要な資産のたな卸しについては、共同して立会い監査を実施します。

また、当社は内部監査担当2名がグループ会社の監査を定期的に行っており、社外取締役でない監査等委員は都度その報告を受け、月1回開催される監査等委員会にて、社外取締役である監査等委員に対し、状況報告および協議内容について説明を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	5	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	5	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他社企業の水準、従業員の給与・賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、株主総会で決定された範囲内で各取締役の職位に基づき決定しております。

最高経営責任者である社長・経営陣幹部の選任、監査等委員候補の指名については、当社の企業理念・経営理念に基づき、人格及び見識等を十分に考慮のうえ、その職務と責任を全うでき、会社の発展に努めることが出来る人物を幅広く人選する方針であります。社長・経営陣幹部は、企業経営における経験及び実績、リーダーシップ、チャレンジする精神、国際的感覚を有すること等、取締役候補は、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等、監査等委員候補は、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めることや、中立的・客観的な視点から監査を行

い、経営の健全性確保に貢献できること等、社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有しており、当社が抱える課題の本質を把握したうえで、専門的かつ客観的な視点から適切に経営陣に対する意思表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、指名・報酬諮問委員会及び監査等委員会によるモニタリングを経て、代表取締役社長が取締役会に推薦し、取締役会で審議のうえ決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度(株式給付信託(BBT))を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第81期における当社の取締役に対する報酬等の額は、以下のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬等の額 9名 41百万円
取締役(監査等委員)に支払った報酬等の額 3名 13百万円(うち社外取締役 2名 3百万円)
計 54百万円(うち社外取締役 2名 3百万円)

なお、上記報酬等の額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度(株式給付信託(BBT))に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額は、次のとおりであります。
取締役 8名 2百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して招集を決定する時点において、資料の事前配布および事前説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行については、職務分掌等に基づき権限の委譲を行い、稟議規程に定める決裁基準等に基づき、決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行ができる体制を基本としています。

その基本体制のもと、毎月1回開催する取締役会では、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題について、経営方針の決定を行い、その他日常的な業務の監督・決定・統括等については、常務会(常勤役員および部長で構成:概ね毎週1回開催)という機関のもと、稟議書事項および業務に関して、意思の共有と執行決定を行っております。なお、重要な決定事項については、取締役会に報告し、取締役会の決定を受けて、その執行を行っております。

また、上記出席者は、グループ会社および各支店で発生する諸問題ならびに業務執行の適正化を図るため、グループトップ会議(3ヶ月に1回開

催)・本部長会議(隔月開催)を開催し、各社の社長や各本部の本部長からの報告を受け、適切な指示を行っております。
監査の状況といたしましては、エスライングル - プ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保します。
また、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を適宜行っております。
監査等委員会は、社外取締役2名を含む計3名の監査等委員により構成されております。
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、当連結会計年度の業務を執行した公認会計士は楠元宏氏、大谷浩二氏であり、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他8名であります。
なお、法律面のサポートとして、当社顧問弁護士に案件を説明し、専門的立場からの助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

議決権を有する監査等委員である取締役(過半数は社外取締役)を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役2名を置くこととしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の4日前に発送

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ及び日経IR・個人投資家フェアに参加し、個人投資家等に企業PR活動を実施している。 個人投資家向けに決算説明会を開催している。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに決算説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報を掲載する欄を設け、公開資料・決算情報等の掲載を行っている。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR担当部署として設置している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社設立以来、社是「和」のもと、「法の遵守」、「社会貢献」、「環境と顧客の優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき(自主性)、ひらめき(創造性)、こだわり(独自性)」の精神を持って、事業運営に取り組み、「エスラインブランドを築く」ことを経営のビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に注力してまいりたいと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、環境マネジメントシステムを構築している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2015年6月26日開催の取締役会決議により、当社グループの内部統制システムについて、以下のとおり決定しております。

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。

(2) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。

また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(3) 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制

エスライングル - プ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会が定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。

(4) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

エスライングル - プ各社は、在籍者が「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」(以下、「コンプライアンス」という。)に違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー - 保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、完全に配慮するものとする。

(5) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。

(6) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

エスライングル - プ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングル - プ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。

(7) 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. エスライングル - プ各社は、在籍者全員に対し、コンプライアンスを徹底し、オ - プンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。

この基本方針に基づき、エスライングル - プ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。

イ. 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。

ウ. エスライングル - プ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダ - 取引規制に関し厳重に管理する。

当社は、エスライングル - プ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。

エ. エスライングル - プ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(8) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 取締役会(当社を除くエスライングループ各社は、役員会)での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理(廃棄を含む)する。

なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。

イ. 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

ウ. コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会(当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社)への報告事項とする。

(9) 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

エスライングル - プ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適切に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングル - プ各社は、リスクカテゴリ - 毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。

当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。

また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直に対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。

(10) 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 経営計画のマネジメントについては、エスライングル - プ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。

また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。

イ. 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会(当社を除くエスライングループ各社は、役員会)への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。

ウ. 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

(11) (1)から(10)に掲げるほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社は、エスライングル - プの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングル - プ各社への指導・支援を実施する。

イ. 統括管理部署は、エスライングル - プ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングル - プ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。

ウ. 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

エスライングループ全社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

また、平素より警察等外部の専門機関との緊密な連携を行い、情報の共有を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2020年6月26日開催の第81期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入して、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」について、従前のプランの一部語句の修正等を行い、継続(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は以下のとおりです。

ア. 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

イ. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書(大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文書を含み、所定の内容を日本語で記載した文書)を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報の提供(情報が不十分と考えられる場合には追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする)し、取締役会による一定の評価期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後、大規模買付行為を開始するというものです。

ウ. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置を講ずることがあります。

エ. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非についての勧告を行うものとします。

オ. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2023年6月30日までに開催予定の当社第84期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

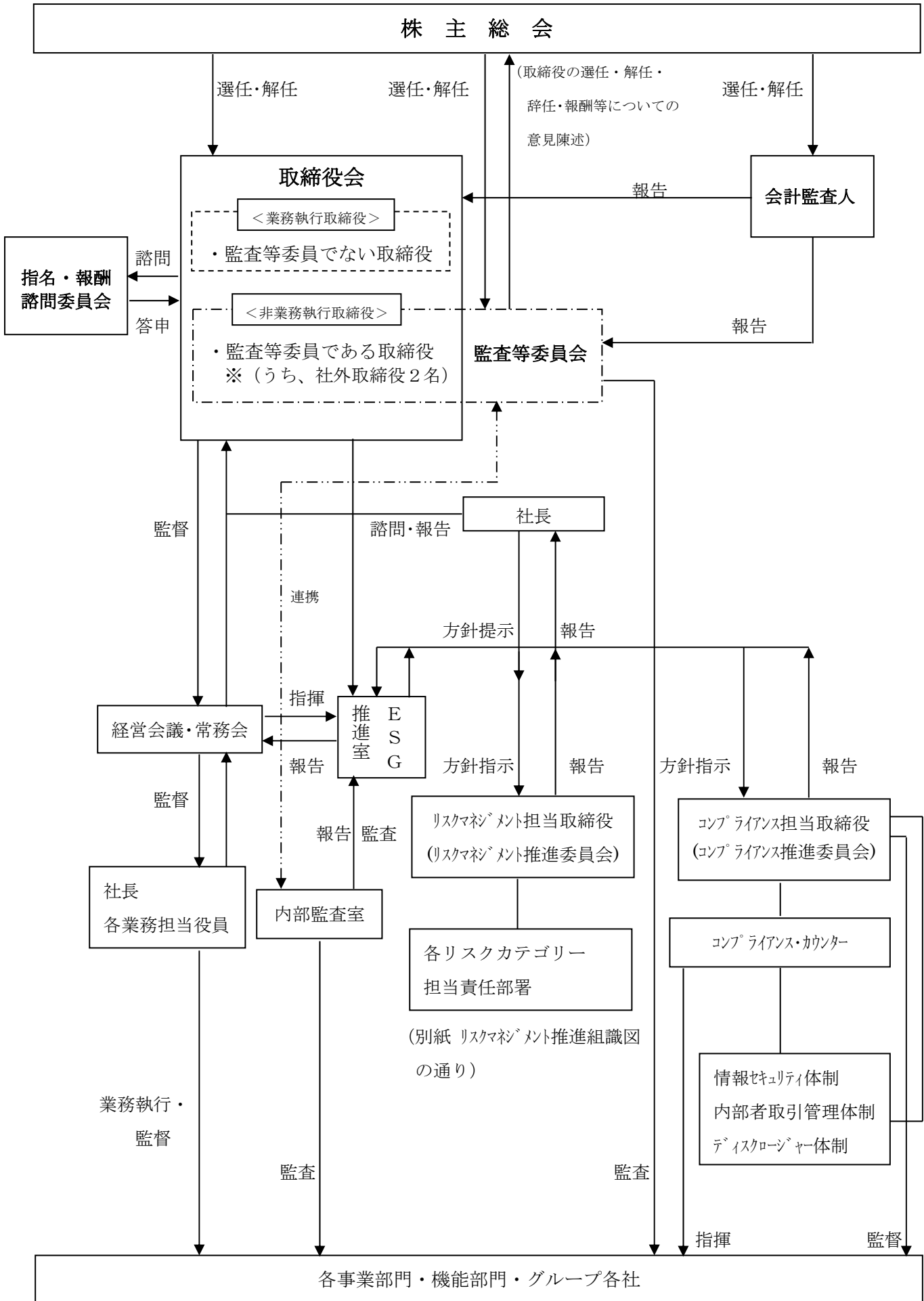
本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

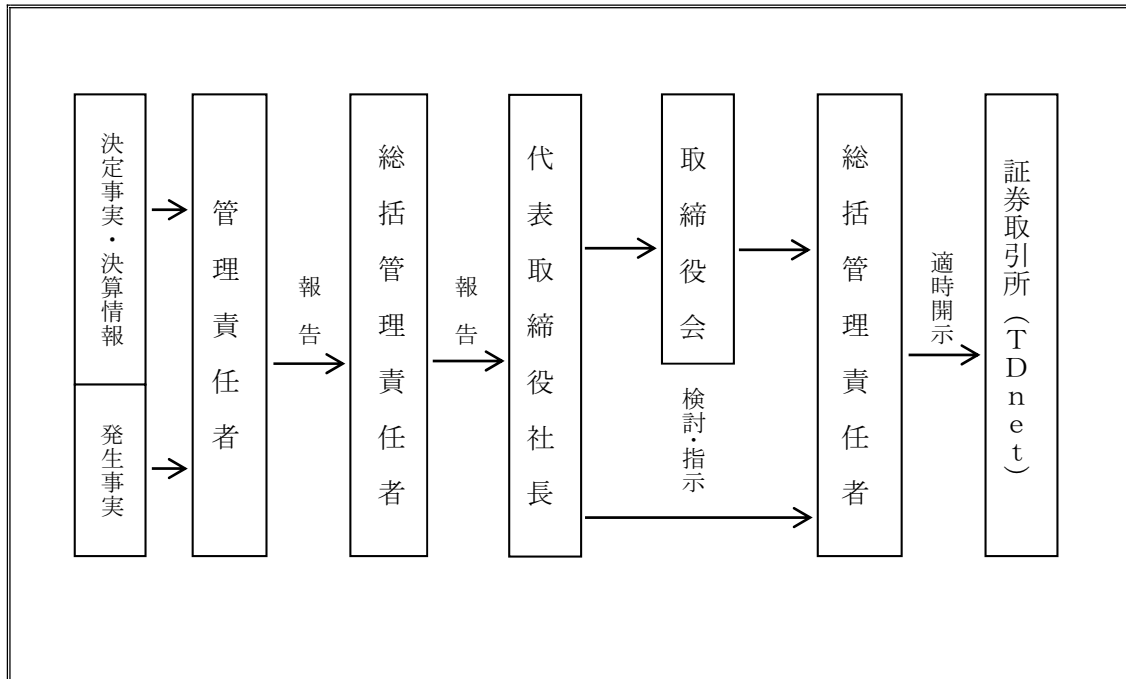
また、本プランは、1)買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること 2)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること 3)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること 4)独立性の高い社外者のみで構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること 5)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[エスライングループ全社の内部統制システムの模式図]



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上